

元荒川上流



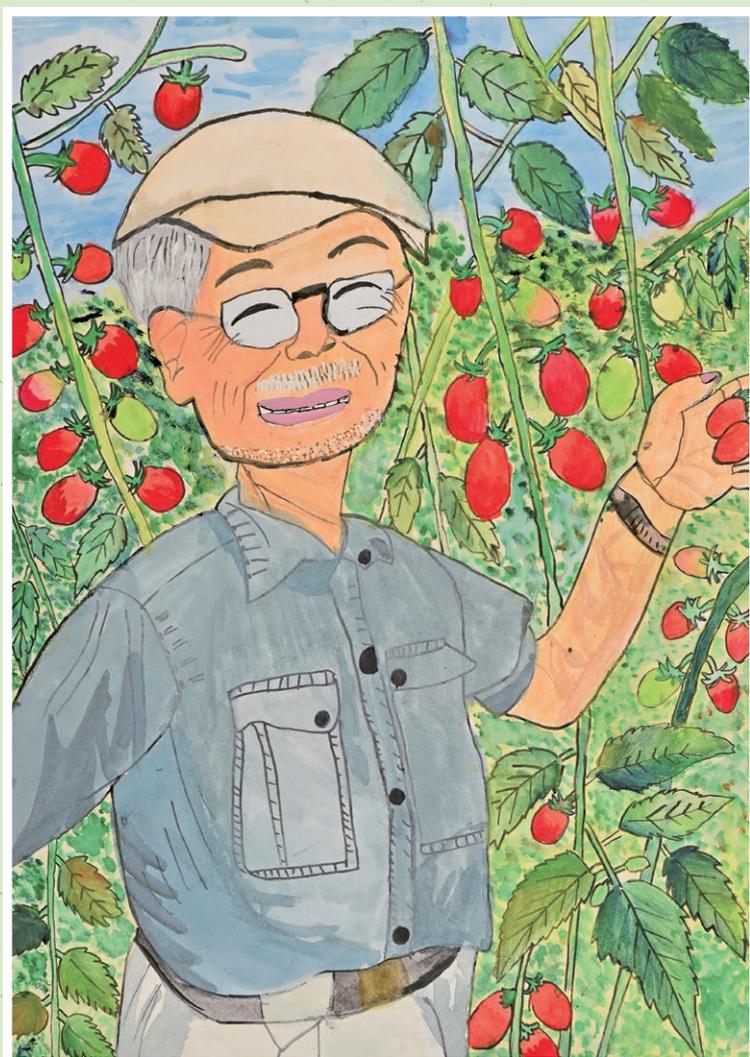
第53号

令和6年5月

土地改良区だより

【発行】元荒川上流土地改良区 理事長 高澤克芳

〒361-0017 埼玉県行田市大字若小玉2802-3 TEL.048-556-3135 FAX.048-556-7671
E-mail▶ motojyou@etude.ocn.ne.jp http://www.motoarakawajoryu.or.jp/



未来へつなごう！
ふるさとの水土里
子ども絵画展2023

全国水土里ネット会長賞

おじいちゃんの
ミニトマトは世界一！

行田市立太田小学校 3年
新井 詩乃さん

いつもおいしいお野菜ありがとうございます。おじい
ちゃんのミニトマトはあまくて大好きだよ。

全3,021作品の応募の中から、新井詩乃さんの
作品が「全国水土里ネット会長賞」を受賞しま
した。おめでとうございます！！

今年もたくさんのご応募
お待ちしております！！



元荒川上流
土地改良区
の概要

【受益地区】 熊谷市・行田市・鴻巣市・羽生市・北本市
桶川市・加須市・久喜市
【受益面積】 5,248 ha (田 3,835 ha / 畑 1,413 ha)
【組合員数】 8,713人



農業用水は貴重な資源です！
節水・節電にご協力をお願いします。

目次

- 理事長あいさつ 2
- 令和4年度決算(財務状況の公表) 3
- 令和6年度予算 3
- 令和5年度事業の実施状況 4
- 令和6年度事業の実施予定 5
- 費用負担について 6

理事長あいさつ

理事長 高澤 克芳



令和6年度 土地改良区だよりの発行にあたり、ごあいさつ申し上げます。

組合員の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、日頃から当土地改良区の事業運営に格別のご

理解、ご協力をいただいておりますことに、心よりお礼申し上げます。

本年は、元日に能登半島地震が発生いたしました。お亡くなりになられた方のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

はじめに、令和6年3月6日に通常総代会が開催されました。総代皆様のご協力をいただき、提出議案全てにおいて可決をいただき、令和6年度を迎えることができました。

さて、昨年を振り返りますと、昨年も気候変動の影響により各地で集中豪雨など自然災害が発生し、甚大な被害が頻発いたしました。埼玉県においても、6月に台風2号の影響による大雨により、県東部では浸水被害が発生し、農作物をはじめ農地に被害をもたらしました。幸い当管内においては、それほどの被害もなく胸をなでおろしたことが思い出されます。用水の供給についても、かんがい期を通して必要な時期に少量ながらも降雨に恵まれたこともあり、何とか乗り切ることがで

きたのではないかと考えております。一方で、昨年の夏は観測史上最も暑い夏となりました。高温による農産物への影響も少なからず出てしまいましたので、ご心痛の組合員さんもいらっしゃるごことお察し申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、私たちの生活については平穏を取り戻しつつありますが、世界情勢が混沌とした状況の中で、しばらくはエネルギー価格の高騰をはじめ、あらゆる物価が高止まりの傾向にあります。中でも電気料金の高騰は、当土地改良区のように約70か所の井戸による補給水をはじめ、150か所に及ぶ揚水機場を駆使し、用水供給をまかなっている土地改良区にとっては大きな負担となっております。揚水機場の運転には大きな電力量が必要となってまいりますので、機場管理人をはじめ組合員の皆様にも節電に努めていただいております。諸物価の高騰は全ての維持管理費の増高につながってまいりますので、組合員の皆様がお納めいただいた貴重な賦課金を有効に使わせていただくために、役職員一同知恵を出し合い、経費の削減に努めながら用水の安定供給と施設の適正管理を行ってまいります。

結びに、組合員の皆様のご健勝、ご活躍を心から祈念いたしますとともに、土地改良区に対しまして、より一層のご支援、ご協力を賜ります事をお願い申し上げます。発行のごあいさつとさせていただきます。

令和5年度 通常総代会について

令和6年3月6日(水)午後2時から行田グリーンアリーナ研修室において、総代76名(現員数87名)出席のもと、令和5年度 通常総代会を開催しました。

議事内容

審議の結果、各議案が原案のとおり可決承認されました。

承認第1号 令和4年度 決算の承認について
承認第2号 令和5年度 専決処分承認について
議案第1号 定款の一部改正について
議案第2号 定款附属書 役員選任規程の一部改正について
議案第3号 規約の一部改正及び諸規程の一部改正及び新設について
議案第4号 令和6年度 地区除外について
議案第5号 令和6年度 賦課単価・賦課期日・徴収期日・徴収方法について

議案第6号 令和6年度 長期借入について
議案第7号 令和6年度 一時借入について
議案第8号 令和6年度 役員・総代の報酬等について
議案第9号 令和6年度 地区除外決済金について
議案第10号 令和6年度 特定資産の一部取崩しについて
議案第11号 令和6年度 予算について

令和4年度 決算

令和4年度の財務状況を公表します。(令和5年3月31日現在)

■ 一般会計

歳 入		歳 出	
科 目	決算額(円)	科 目	決算額(円)
1 土地改良事業収入	205,237,386	1 土地改良事業費支出	305,670,651
2 附帯事業収入	69,716,978	2 一般管理費支出	118,428,870
3 基本財産運用収入	2,400,837	3 土地改良事業負担金支出	0
4 特定資産運用収入	6,701,300	4 借入金返済支出	49,029,088
5 補助金等収入	88,248,525	5 支払利子	1,794,026
6 交付金収入	26,927,360	6 固定資産取得支出	2,070,000
7 寄付金収入	0	7 基本財産積立支出	10,000,000
8 業務受託料収入	363,000	8 特定資産積立支出	41,300,000
9 雑収入	2,071,166	9 雑支出	1,937,695
10 借入金収入	40,200,000	10 繰越金	39,609,032
11 基本財産取崩収入	0	11 予備費	0
12 特定資産取崩収入	50,000,000		
13 出資金返還収入	0		
14 繰越金	77,972,810		
合 計	569,839,362	合 計	569,839,362

■ 貸借対照表

資 産		負 債	
摘 要	金額(円)	摘 要	金額(円)
① 流動資産	75,238,083	① 流動負債	65,856,513
(1) 現金及び預金	18,032,215	② 固定負債	480,346,181
(2) 未収金	3,363,142	負債合計	546,202,694
(3) 短期未収金	53,842,726	正味財産の部	
② 固定資産	7,451,244,641	摘要	金額(円)
(1) 基本財産	762,599,605	① 指定正味財産	3,042,912,175
(2) 特定資産	6,480,508,701	② 一般正味財産	3,937,367,855
(3) その他の固定資産	208,136,335	正味財産合計	6,980,280,030
③ 繰延資産	0		
資産合計	7,526,482,724	負債及び正味財産合計	7,526,482,724

※令和4年度から複式簿記導入のため、前年度と表記が異なる部分がございます。財務諸表等の閲覧については、お問合せください。

令和6年度 予算

令和6年3月6日開催の総代会において予算が可決されました。

■ 一般会計

歳 入			歳 出		
科 目	予算額(円)	構成比(%)	科 目	予算額(円)	構成比(%)
1 土地改良事業収入	208,822,000	33.19	1 土地改良事業費支出	293,384,000	46.63
2 附帯事業収入	71,360,000	11.34	2 一般管理費支出	222,324,000	35.34
3 基本財産運用収入	5,002,000	0.80	3 土地改良事業負担金支出	2,000	0.00
4 特定資産運用収入	8,408,000	1.34	4 借入金返済支出	45,406,000	7.22
5 補助金等収入	63,809,000	10.14	5 支払利子	1,816,000	0.29
6 交付金収入	28,699,000	4.56	6 固定資産取得支出	4,002,000	0.64
7 寄附金収入	1,000	0.00	7 基本財産積立支出	10,000,000	1.59
8 業務受託料収入	396,000	0.06	8 特定資産積立支出	30,302,000	4.82
9 雑収入	2,233,000	0.35	9 雑支出	2,004,000	0.32
10 借入金収入	63,451,000	10.09	10 繰越金	1,000	0.00
11 基本財産取崩収入	1,000	0.00	11 予備費	19,895,000	3.16
12 特定資産取崩収入	136,951,000	21.77			
13 固定資産売却収入	2,000	0.00			
14 出資金返還収入	1,000	0.00			
15 繰越金	40,000,000	6.36			
合 計	629,136,000	100	合 計	629,136,000	100

令和5年度 事業の実施状況

1 県費単独土地改良事業(県の補助33%)

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)
太田用水路	行田市大字白川戸、外	80.8	15,000
酒巻導水路	行田市大字北河原	46.6	20,000
西裏用水路	久喜市菖蒲町小林	15.2	10,000

3 土地改良施設維持管理適正化事業(国、県の補助60%)

施設名	施工場所	事業量	事業費(千円)
階段堰	行田市大字白川戸	1か所	4,070
源兵衛落排水機	行田市大字下須戸	1か所	8,800
真名板揚水機	行田市大字真名板	1か所	3,190
第4揚水機	行田市大字皿尾	1か所	6,050

2 融資単独土地改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)
下長野用水路	行田市長野2丁目	113.9	40,000

4 水路改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)
野通川悪水路	行田市大字小針	96.0	3,927
下池守1号排水路	行田市大字上池守	36.0	3,982
和田堀悪水路	行田市大字和田、外	22.0	3,498
野悪水路	行田市大字野	94.5	3,487
上池守2号排水路	行田市大字下池守	26.0	3,641
新谷田用水路	鴻巣市上谷	387.0	6,864

酒巻導水路



上池守2号排水路



令和6年度 事業の実施予定

1 県費単独土地改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)	内容
太田用水路	行田市大字小見	82.0	15,000	U型水路 高1.0m×巾1.8m
酒巻導水路	行田市大字北河原	45.0	20,000	L型水路ブロック工 高2.0m×巾4.0m

2 融資単独土地改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)	内容
下長野用水路	行田市長野2丁目	100.0	40,000	U型水路 高1.2m×巾1.8m

3 土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	施工場所	事業量	事業費(千円)	内容
中郷揚水機	鴻巣市屈巢	1か所	4,290	水中ポンプ等の交換及び塗装、操作盤補修
斉条堰	行田市大字斉条	1か所	3,520	ゲート4門の塗装及び開閉機整備補修
小林第一揚水機	久喜市菖蒲町小林	1か所	8,580	水中モーターポンプの交換、ケーブル交換及び配管塗装
第1揚水機	行田市大字中里	1か所	5,500	渦巻ポンプのオーバーホール、配管塗装及び操作盤補修
第5揚水機	行田市大字中里	1か所	9,680	渦巻ポンプのオーバーホール、電動仕切弁の交換、配管塗装及び操作盤補修

4 水路改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)	内容
下池守1号排水路	行田市大字上池守	40.0	4,000	A型柵渠 高1.2m×巾1.0m及び水路底版工
和田堀悪水路	行田市大字和田	20.0	3,000	法面ブロック張工及び水路底版工
野悪水路	行田市大字野	75.0	3,000	水路底版工
上池守2号排水路	行田市大字下池守	26.0	3,700	法面ブロック張工及び水路底版工
斉条用水路	行田市大字斉条	18.0	5,000	U型水路 高1.5m×巾1.8m
新谷田用水路	鴻巣市上谷、外	300.0	7,000	堤塘コンクリート舗装工



関根伏越に溜まった大量のゴミ

きれいな水路を守りましょう

土地改良区では毎年ゴミ処理に多くのお金を使っています。その費用は、組合員さんからお預かりした賦課金によって賄われています。

地域の皆さんの気持ちと協力で、きれいな水路を守りましょう。



土地改良区の費用負担について

土地改良区が皆様をお願いしている費用負担は下記のとおりです。

農地の負担金

賦課金 …… 用水、排水の受益区域に係る負担金です。

農地（登記地目が田・畑）を耕作又は所有している方（組合員）に賦課されます。
休耕や転作を実施している農地でも、賦課されます。

地目	田				畑	田・畑
	用排水区域	用水区域	排水区域	特別区域	排水区域	特別排水区域
1㎡あたり 賦課単価	5.29円	2.99円	2.99円	2.30円	2.30円	1.61円

畑地かんがい賦課金 …… 畑に水路から揚水して稲作する場合の用水費です。
地元役員の調査による申告制です。1㎡あたり2.99円です。

なぜ納める必要があるの？

土地改良区は農業用の用排水路等を維持管理するために、組合員が設立した公共の法人です。そのため、受益地の水利施設を維持管理する共同責任がありますので、受益地内に農地がある限り、組合費である賦課金を納付いただく必要があります。



滞納を続けると…

法に基く滞納処分を行う場合があります。

土地改良区は維持管理のための財源である賦課金の完納を目指し、未納者には納入の督促措置や戸別訪問により納付をお願いしておりますが、それでも納付いただけない場合は、財産を差し押さえるなどの滞納処分が土地改良法により認められています。

お届けください

土地所有権・耕作権・住所・氏名の異動があったときは、土地改良区へ通知をおねがいします。これは土地改良法第43条の規定により、組合員が土地改良区にその旨を通知しなければならないことになっているからです。

土地改良法 第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

- 組合員資格の異動を土地改良区へ通知することにより、賦課金の支払者も旧資格者から新資格者へ異動することになります。土地改良区への通知は、このことも踏まえたうえでお願いします。通知が無い場合、組合員資格の異動は無いことになり従前の組合員へ賦課金の通知書が送付されることとなります。

記載すべき事項について

- 1 当事者の氏名又は名称及び住所
- 2 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積
- 3 資格得喪の原因及びその時期

土地改良法施行規則 第33条 法第43条第1項の規定による通知は、上に掲げる事項を記載した書面に当事者が連署してしなければならない。

*上記にある事項が記載されていればどのような書式でも結構ですが、土地改良区では、様式を用意しておりますのでお問合せください。

ちくじょがいけっさいきん
地区除外決済金
 (土地改良法第42条)

…………… 農地を宅地等に転用する場合の一時金です。

市街化区域の農地転用、田から畑への農地改良、また道路・公園等の用地として提供する場合にも必要です。

地目	田				畑
	用排水区域	用水区域	排水区域	特別区域	排水区域
1㎡当たり					
地区除外決済金	370円	208円	208円	208円	160円
農地改良	210円	208円	48円	208円	—

地区除外決済金とは

土地改良区施設の維持管理費や運営費、また過去の借入金の返済等は組合員の皆様が負担する賦課金でまかなわれています。一部の農地が農地転用等により地区から脱退すると、残された組合員の費用負担が大きくなってしまいます。そこで、残された組合員の費用負担が増えてしまうのを緩和するため、地区除外時に納付いただくものが地区除外決済金です。

※農地改良を行い現況が畑になった場合でも、農地改良(差額決済金)をお支払いいただかない限り、賦課地目は田のまま変更されませんのでご注意ください。

水路使用の負担金

はいすいふたんきん
排水負担金

…………… 浄化槽からの排水に対する負担金です。

土地改良区が管理している水路は農業用に使われることが目的ですが、現実的には農地・住宅・店舗・工場等の混在により、農地以外からの排水をやむを得ず受け入れている状況にあります。

生活排水等の流入は、農業用水路を維持管理している組合員からすれば、本来の目的外の水を流すこととなりますので、不合理性を感じます。この不合理性を解消する為に生活排水等の水を流す人へご負担をお願いするのが排水負担金です。

排水負担金は、排水を流そうとする人が、「浄化槽を設置してそこから出る排水を流したいのですが。」という申出をされれば(申請)、改良区は地元の総代及び理事の意見を聞いた上で「はい。いいですよ。」(承認)「ただし、排水負担金を払ってくださいね。」という約束(契約)によって成り立っています。

この趣旨をご理解の上、排水負担金の納付にご協力いただけるようお願いいたします。

もし、この契約なしに排水を放流している場合は所定の手続きをお願いします。

こんなときは、 届出(連絡)が必要です

- 住所、氏名等の変更があった場合
- 住宅の売買があった場合
- 住宅を取壊し、浄化槽を廃止した場合
- 公共下水道、集落排水等への接続に伴い浄化槽を廃止した場合
- 空家になった場合

浄化槽の大きさ	承認書交付時(消費税込)		毎年のご負担(消費税込)	
	排水一時負担金	承認手数料	排水負担金(年額)	
5人槽	16,500円	3,000円	令和6年度	2,790円
7人槽	23,100円			3,920円
10人槽	33,000円			5,600円

しせつしょうりょう
施設使用料

…………… 管理水路に橋を架けたり、排水管を埋設するような場合にかかる費用です。金額については、お問合せください。

賦課金・排水負担金納入方法について

- 1 口座振替について** 右記の金融機関にて口座振替が可能です。ご希望の方は土地改良区までお問合せください。
- 2 現金納付について** 右記の金融機関の他にコンビニでの納付も可能ですので、ご利用ください。
- 3 QR決済について** PayPay、LinePay等のQR決済での納付も可能となりました。詳しくはHPまで。

お取り扱い可能な金融機関

- 埼玉りそな銀行 本・支店
- りそな銀行 本・支店
- 武蔵野銀行 本・支店
- ほくさい農協 各支店
- さいたま農協 各支店
- 南彩農協 各支店
- くまがや農協 各支店
- ゆうちよ銀行(口座振替のみ)

総代選挙について

現在の総代の任期は、令和7年1月24日まで(任期4年)ですので、本年12月に任期満了による総代選挙が行われます。選挙区及び定数は、下表のとおりです。

選挙区	選挙区域		定数
第1区	行田市	犬塚、馬見塚、南河原、中江袋	5
第2区	行田市	北河原、酒巻、谷郷、和田、斉条、栄町、谷郷1-3丁目	5
第3区	行田市	荒木、小見、白川戸	5
第4区	行田市	皿尾、中里、小敷田、上池守、下池守	4
	熊谷市	池上	
第5区	行田市	長野、富士見町1-2丁目、桜町2-3丁目、長野1-5丁目	4
第6区	行田市	忍1丁目、矢場1丁目、忍、緑町、佐間1-3丁目、佐間、向町	2
第7区	行田市	持田、前谷、西新町、押上町、駒形1-2丁目、城西3-5丁目 持田1-5丁目、深水町、棚田町1-3丁目、門井町1-3丁目	4
第8区	行田市	埼玉	4
第9区	行田市	野、利田、渡柳	3
第10区	行田市	下忍、堤根、樋上	2
第11区	行田市	小針、若小玉、下須戸、藤原町1-3丁目	6
第12区	行田市	藤間、関根、真名板	3
第13区	羽生市	上新郷、下新郷、下新田	3
第14区	鴻巣市	広田、北根、赤城	3
第15区	鴻巣市	関新田、新井、境、上会下	3
第16区	鴻巣市	屈巢	5
第17区	鴻巣市	新宿1-2丁目、下忍、鎌塚、袋、鎌塚1-5丁目	3
第18区	鴻巣市	鴻巣、上生出塚、下生出塚、天神3-4丁目、中央 ひばり野1-2丁目、生出塚1-2丁目、市の縄、箕田	1
第19区	鴻巣市	笠原、郷地、安養寺	5
第20区	鴻巣市	常光、下谷、西中曾根、上谷	4
第21区	加須市	上種足、中種足、下種足	5
第22区	久喜市	菖蒲町小林	4
第23区	久喜市	菖蒲町新堀、菖蒲町上栢間、菖蒲町下栢間	5
第24区	北本市	宮内4-5丁目、古市場1丁目、深井7-8丁目、朝日1-2丁目、朝日4丁目	3
	桶川市	加納、篠津、五丁台、坂田、小針領家、倉田	